

# 産業保健に関する健康相談が 受けられます（相談は無料）

石川県小松能美地域産業保健センターでは、小松市・能美市・川北町の小規模事業場（労働者50名未満）に対する

- ①『健康診断結果に基づく医師の意見聴取』、
- ②『労働者の健康管理にかかる健康相談』、
- ③『長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導』、
- ④『保健師による保健指導』などを実施しています。

当センターでは、多くの皆様に健康相談を利用して頂けるように下記の医療機関で医師の協力を得て行っており相談は原則無料です。

また、感染症疾患への対応をとっています。

なお、相談内容等に関するプライバシーの保護に配慮しています。

## ◎ 相談医療機関一覧

### 小松市

栗津神経サナトリウム	小野江医院	上小松クリニック	クリニックそら
小松ソフィア病院	森田病院	湯浅医院	

### 能美市

あさもとクリニック	きだ整形外科クリニック	寺井病院	徳久医院
にしかわクリニック	芳珠記念病院	みもうクリニック	村本クリニック
やなせ医院	米島医院		

※相談医療機関は令和7年4月10日現在です。

## 小松能美地域産業保健センター（事務局：小松市医師会）

小松市医師会、能美市医師会、小松労働基準協会、小松労働基準監督署  
独立行政法人労働者健康安全機構石川産業保健総合支援センター、石川労働局

お問い合わせは、小松市医師会 電話 0761-22-2714

## 地域産業保健センターで実施している主な健康相談の概要

※下記の①～③は、労働安全衛生法により事業者に義務付けられています。

### ① 『健康診断結果に基づく医師の意見聴取』

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見のあった労働者に関してその健康を保持するための必要な措置について医師からの意見を聴かなければなりません。

事業者（担当者）が有所見労働者の健康診断結果表を地域産業保健センターに郵送（又は持参）し当センターで確認して病院に送って行います。

※当センターでは右の意見シールを健診結果表に貼っており医師がここに記入します。

意見を述べた医師氏名	丸印 ・ 通常勤務
	をつ ・ 就業制限
	ける ・ 要休業
年 月 日	小松能美地域産業保健センター

### ② 『労働者の健康管理にかかる相談』

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果で、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常等の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導を行います。

また、メンタルヘルス相談として「こころの健康」に不安を感じている労働者に対し、医師又は保健師による相談・指導や専門機関等の紹介を行います。

### ③ 『長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導』（対象者から申出があった場合）

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。この場合の対象は時間外・休日労働時間が月 80 時間超えの場合とその他（事業所の基準超え）の場合になります。

高ストレス者は、ストレスチェックの結果により該当者が決まります。

面接指導には、面接指導申出書、健康診断結果表、勤務状況表、疲労度チェックリスト、ストレスチェック評価表などの書類等が必要です。

面接指導は、医師が労働者本人と面接し複数の書類の確認等も必要ですので、1回(1日)あたりにできる人数に限りがありますのでご了承ください。

※なお、当センターで行う面接指導は一人年1回のみです。

#### ④ 『保健師による保健指導』

保健師が事業所の要望により訪問し従業員個々又は全体に具体的な保健指導を行います。

医師の意見聴取の結果等で生活習慣等の改善などが必要な場合にも対応しますのでご利用ください。

---

### ◎小松能美地域産業保健センター利用手順

裏面の健康相談・面接指導の「利用申込書」に必要事項をご記入の上、電話連絡のうえFAXで申し込下さい。記入漏れの無いようにお願いします。

なお、対象事業所は小松市・能美市・川北町の労働者50名未満の小規模事業所となります。

事業所から申込みFAXが届きました後は、下記の手順となります。

#### 感染症疾患防止の対応

「健康診断結果に基づく医師の意見聴取」については、健診結果表を郵送でやり取りします。なお、医師との面接希望があれば対応します。

事業の流れは次のようになります。

- ① 事業所から当センターに利用申込書をFAX
- ② 当センターから事業所に健診結果表の提出依頼
- ③ 事業所から当センターに健診結果表を郵送  
【返信封筒（レターパック）をつける】
- ④ 当センターで内容確認し医師（医療機関）へ郵送
- ⑤ 医師（医療機関）が記入し当センターへ郵送
- ⑥ 当センターから事業所に返送（③のレターパックで）

なお長時間労働者・高ストレス者の面接指導は医師との面接が基本で、書類もあるため別途対応となります。

令和7年度 健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者 (注：ご本人からの申し込みの場合は、氏名の後ろに「本人」と記載してください。)	職名： 氏名： 電話： FAX：
	属性	1 事業者 2 個人事業者等 (労災保険特別加入者本人) 3 個人事業者等への注文者等
	企業の情報 (注：企業内に他の事業所がなければ、この欄の記載は不要です。)	企業名 ( ) 本社の有無 (有・無) 労働者数 ( 人) 産業医数 ( 人) うち 総括産業医 (有・無)
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談 (その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師からの意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 8 その他 ( ) (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
地域産業保健センターの利用	<input type="checkbox"/> 新規 (直近2年間利用無) <input type="checkbox"/> それ以外	
その他連絡事項等		

※ 本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 「個人事業者等」は、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員のことを指し、本事業では、労災保険に特別加入している者が支援対象となります。  
個人事業者等自身に係る相談をご希望の場合は「2 個人事業者等」を、注文者等の立場で個人事業者等に係る相談をご希望の場合は「3 個人事業者等への注文者等」を選択してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 労災保険に加入しています。
- 8 上記に相違ありません。

チェック欄  
はい いいえ

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>